

第百五十一回国
参議院内閣委員会
會議録第十一号

平成十三年五月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

中原 爽君

白浜 一良君

市田 忠義君

補欠選任

久世 公堯君

鶴岡 洋君

富樫 練三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

江本 孟紀君

宮崎 秀樹君

森田 次夫君

小宮山 洋子君

築瀬 進君

上野 公成君

鹿熊 安正君

久世 公堯君

仲道 俊哉君

山崎 正昭君

円 より子君

大森 礼子君

鶴岡 洋君

大沢 辰美君

富樫 練三君

照屋 寛徳君

椎名 素夫君

国務大臣

国務大臣
(国家公安委員長)

村井 仁君

事務局側

常任委員会専門員

館野 忠男君

政府参考人

内閣府男女共同

参画局長

警察庁生活安全

局長

坂東眞理子君

黒澤 正和君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(江本孟紀君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、中原爽君、白浜一良君及び市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として久世公堯君、鶴岡洋君及び富樫練三君が選任されました。

○委員長(江本孟紀君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君及び警察庁生活安全局長黒澤正和君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党・新緑風会を代表して質問をさせていただきます。

今回の風俗営業等適正化法の改正、これによってテレクラを初めいろいろな場所です子供たちが特に被害に遭っていたことが少しでも防げるということであると思いますので、一歩前進ということであるのでこの改正自体は評価をしたいというふうに思っています。

ただ、現状をどのように把握されていて、それに対してこの法律で改正することがどのように有効に働くのか、さらにまた、もう一歩進める必要があるのではないかと、そう考える点もありますので、個別に伺っていきたく思います。

まず、テレクラ、テレホンクラブによつて子供たちがさまざまなことに巻き込まれているわけですから、最初に、テレクラの営業形態、なかなか一度聞いたのではわからないようなさまざまな形態があるのではないかと、現在どのような形になっているのかを御説明ください。

○政府参考人(黒澤正和君) お尋ねのテレホンクラブでございますけれども、いろんな形態がございます。テレホンクラブにつきましては、異性間の電話による会話の機会を提供する営業でございます。また、営業所を設けて営みます店舗型、それから営業所を設けない無店舗型、この二つに大別ができるかと思ひます。

店舗型でございますが、一般的な形態でございますが、営業所に来店いたしました男性客を個室使用料と引きかえに電話つきの部屋に入室させまして、フリーダイヤルを使用して電話をかけてきた不特定多数の女性利用者からの会話の申し込みを取り次いで異性を紹介するものでございます。これに対して無店舗型でございますが、男性客に対して利用カード、これは三千円券とか五千円券とかいろいろございますけれども、そういった利用カードの販売などによりまして、その利用料と引きかえにID及びパスワード、これを付与いたしまして、このID、パスワードの情報の入力を行う男性客からの電話とフリーダイヤルによりまして不特定多数の女性利用者からの電話とを交換機により相互に取り次いで異性を紹介する、これが無店舗型でございます。

いずれの形態におきましても、男性は有料でございます。女性にはフリーダイヤルによつて電話料金まで無料となつておるといふことでござい

ます。

なお、平成十二年末の数字でございますが、都道府県のテレホンクラブ規制条例によるテレホンクラブ営業所の届け出数でございますが、店舗を設けて営む店舗型につきましては八百九十五、店舗を設けない無店舗型につきましては二千二百五十六の届け出を受けておるところでございます。最近、無店舗型が増加しておるのが一つの特徴でございます。

○小宮山洋子君 それだけさまざまな形がある中で、例えば平成八年の総務庁の青少年対策本部の調査でも、テレクラやツィショットダイヤルへ電話したことがあるかどうかという問いに対して、中学生の男子生徒が一〇・二％、女子の生徒は七・〇％、高校生は、男子が六・六％、女子は何と二七・三％の人が電話をしたことがあると答えています。なぜテレクラなどに電話をしたのかというところ、おもしろそうだったからというのが一番多くて、男子では五三・三％、女子では七五・〇％に上つてくるわけですね。それで、電話をかけた後どうしたかというのを尋ねてみますと、会う約束をしたというのが男子で一七・〇％、女子では三・三％、しばらく交際したというのが男子で三・三％、女子が一・五％、お小遣いをもらったとい

うのが女子が一・八%、ホテルに行ったというのが男子が九・四%、女子が三・八%。これは、多いと見るか少ないと見るかいろいろあると思うんですけれども、かなりそういう形でかわつてくる子供たちが多いということが言えるのではないかと思います。

そのほかにも、東京都の生活文化局が調査をしたものによりまして、相手との面会をしたことがあるというのが、やはり男子で一五%、女子でも一四%というように、電話をするだけではなくて、さまざまな性的な接触を含めて子供たちがそういう形のことをしているというふうに私が調べたデータの中でもあるのですけれども、そういう子供たちのテレクラ利用の実態、そして、それがそういう性的なことに結びついている実態というのをどのように把握していらっしゃるか、伺いたいと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) 委員ただいま御指摘になりましたが、各種の調査で同じような傾向の調査結果が出ておるところでございますが、私も、特に児童買春を初めとする子供をめぐる犯罪との関連でいろいろ見ておるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたが、女性は無料でしかもフリーダイヤルということをし上げてましたが、自動接続で利用できる。かてて加えて携帯電話が大変急速な普及をいたしておるところでございます、やはり一部の女子児童の間で簡便で匿名性を維持しながらのいわゆる援助交際を目的の利用が流行するとともに、そういったことが低年齢層まで浸透しつつあるということに相なりまして、これが児童買春を初めとする子供をめぐる犯罪にテレホンクラブが利用される原因となつていられるわけでございます。

そして、平成十二年、一年間の児童買春事件のうち、テレホンクラブ利用に係るものが約五割を占めておりまして、女子児童を被害者とする児童買春のテレクラが温床となつていということが言えるかと思ひます。

○小宮山洋子君 大臣に伺いたいんですけれども、

も、今のような現状の中で、こうした実態に今度の法改正が有効に働くとお考えになつていられるのか、御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(村井仁君) 今回の改正によりまして、利用者が十八歳以上であることを確認するための措置を講じることが義務づけられていゝこと、これは私、いわゆる女子児童のテレホンクラブ利用に一定の効果があるだろうとまず思つております。

それから、条例でこれまで対応してきたケースが多いわけでございますが、これが全国一本の法律で対応する、これはやはり一つの進歩といひますか、進展というふうに理解してよろしいのではないかと。

さらに、無店舗型の営業がふえているという実態があるわけでございますが、これにつきまして法令等違反行為につきまして営業禁止を命ずることができ、これはかなり強い規制でございまして、それを踏まえまして私どもとしましては指導、取り締まりを強化していくことができるのではないかと。

こういうたぐいの問題でございまして、これから一つやつたことで非常に効果があるとはなかなか言にくいところは十分委員御理解いただけるところだと存じますけれども、私は一つの進歩と評価していただけるのではないかとと思つております。

○小宮山洋子君 中身の具体的なことについて伺いたいと思ふんですが、規制のあり方の中の制限区域についてなんですが、現在も営業禁止区域とどういう基準で設けてあるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) お尋ねの営業禁止区域でございまして、一つは学校、図書館、児童福祉施設、あるいはその他の施設でその周辺における少年の健全な育成に障害を及ぼす行為等を防止する必要性のあるものとして都道府県の条例に定める施設の周囲二百メートルの区域、それからもう一つは、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為等を防止するため必要がある場所として府県が条例で定める地域、こういった地域が現在の店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域になつておるところでございまして、今回の法改正におきまして、店舗型テレホンクラブ営業を営むことが禁止される地域をこのように地域にするということと考へておるところでございまして。

○小宮山洋子君 今伺つたような、確かにそこではあるんだとすけれども、そうすると、区域外についてはどのように対応するのか。この二百メートル以内だけすればいいということではないのではないかと、思うんですけれども。

○政府参考人(黒澤正和君) 禁止区域以外の場所でもございまして、店舗型テレホンクラブ営業を営むことは可能でございますが、広告宣伝の方法や場所の制限、それから利用者の年齢確認措置義務などの各種規制が課せられることになりまして、これらの規制への違反につきましては、罰則の対象となる場合があります。公安委員会による指示や営業停止命令などの行政処分の対象となるわけでございます。

それから、先ほど府県の条例につきまして申し上げましたが、府県において必要であると判断した場合には条例によりまして相当程度広い範囲が営業禁止区域として定めることが可能でございます、テレホンクラブ営業を営むことができる地域につきましても、各都道府県内の判断により、ごく狭い地域に限定されることもあり得ると考へておるところでございまして。

○小宮山洋子君 今おっしゃつたように、例えば条例などによつてゾーンランドなどについては県全域を制限している県もあるというふうに聞いています。これは法律としてはこゝろ決めるけれども、各条例などでは全域で禁止するということも有り得るということでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) 委員がおっしゃれるとおりでございまして。

○小宮山洋子君 次に、チラシや広告について伺いたいんですけれども、広告宣伝の方法として、テレクラにつきましても店舗型または無店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を行うとあるんですけれども、具体的にはどのように規制をするということでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) テレホンクラブ営業の広告宣伝につきましては、広告制限区域におきまして、看板、張り札、張り紙等の広告物を表示することを禁止いたします。それから、同じくこの広告制限区域におきまして、ビラなどを人の住居に配るあるいは差し入れることも禁止をいたします。

それから、これは広告制限区域であるかどうかを問わず、県下の全域におきまして、青少年を守るといふ観点からでございますが、十八歳未満の者に対しビラなどを頒布し、あるいは十八歳未満の者が居住する住居にビラなどを配布などすることの禁止、こういったことなどの規制を課すことといたしておるところでございまして。

また、こういった規制への違反行為に対しましては、まずは公安委員会による指示、営業停止命令等の行政処分により対処をいたしまして、さらにそれらの行政処分への違反が認められる場合には罰則の対象となるわけでございまして。

○小宮山洋子君 現在は広告宣伝自身では処罰の対象にならなくて、それ自体ではならなくて、副次的になつた場合に補助ということになるということだと思ふんですけれども、その広告宣伝の内容容についてはどのように、どこまで規制がかかるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) ただいま申し上げましたように、広告宣伝、これはこの種の営業というの性質を売り物にした営業でございまして、青少年に与える影響が大変大きいわけでございまして、したがって例へば、十八歳未満の者に對してビラを頒布するような行為は県下全域において規制する、あるいは十八歳未満の者が居住する住居にビラを配布してはいいけない、こういった

ような規制でありますとか、広告制限区域につきましては、特に制限が強いという地域でございまして、看板、張り札、張り紙等の広告物というところを先ほど申し上げましたが、例えば電話ボックス等にビラ等が置いてある、そういったものも適用対象になる、こういうような規制内容になっておるところでございます。

○小宮山洋子君 今のお答えは先ほどの一問目のお答えと同じだと思うんですが、私が伺ったのは、その内容自体については規制はかららないということですね。

○政府参考人(黒澤正和君) 例えば、それがわいせつ罪になるとか、そういったものになる場合は当然刑法等で処罰されることに相なりますし、それから、内容につきまして、例えば十八歳未満の者は立ち入ってはならないとかそういったことを書きなさいとか、そういったような内容がござい

ます。

○小宮山洋子君 こうしたことににつきまして、先ほど御紹介した総務庁の平成八年の調査では、保護者の皆さんがどういふことを望んでいるかということなんですが、八十一%の方が子供へのチラシとかティッシュの配布の制限を望んでおられて、そして七九%の保護者の方が張り紙や看板の撤去を、また自宅などへの投げ込みの制限を八二%の保護者の方が求めておいでなんですけれども、今回のチラシ、広告の制限によってこうした保護者の声にはこたえるものになるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) まず、店舗型、無店舗型、これは両方につきましてございまして、テレホンクラブ営業の広告宣伝に関しまして違反行為が行われますと、公安委員会は指示という処分ができるわけですが、この指示処分によりまして、違反広告物の除却でありますとかビラなどの撤去、あるいはビラ等を頒布してはならない、こういった措置を命ずることができ

ます。

○小宮山洋子君 次に、今回の改正のポイントの一つが十八歳未満でないことの確認という点にあるのかと思うんですが、その十八歳未満であること、あるいはでないことの確認というのはどのような方法で行うということになるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) 現在、十八歳以上であることを確認するための措置として検討をいたしておりますのは、例えば、運転免許証その他本人の年齢を証明することができる書類の写しをフアクシミリにより受信をすること、あるいは十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。ちよつとわかりにくいかもしれませんが、今インターネット等利用のアダルト映像送信営業で映像送信型風俗特殊営業という類型がございまして、例えばクレジットカードなどを利用する契約、これは十八歳未満の者は通常持てないということになっておりますので、例えばそういう方法。それから、電話異性紹介営業者、それからその委託を受けた者、これはビデオ店などが考えられますが、この委託を受けた者も含めてでございますが、相手方が十八歳以上であることが一見して明らか、年配の人でこの人はもう十八歳以上であることが明らかだ、そういうような場合、あるいは十八歳以上であることを確認する、いろいろな確認の方法がありますが、対面して免許証を見るときいろいろな確認方法があるかと思いますが、そういった確認した

者、こういった人に、先ほどちよつと申し上げ

したID、パスワード、これを付与する。つまり、ID、パスワードを付与する際に、十八歳以上であることを確認しましてID、パスワードを与えまして、そのID、パスワードを使った会話の申し込みだけを取り次ぐ、こういうような方法でありますとか、そのほかいろいろ、今後の技術の進歩等によつていろいろな方法があるかとは思いますが、現時点で考えておりますのはこのようなこととございまして、このような措置をとつておかない限り電話を取り次いではならないということと相なるわけでござい

ます。

○小宮山洋子君 それで、このような確認の方法は国家公安委員会規則で定めるといふようにされていると思うんですが、どのような手順でこれからそれは定められることになるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) 法律ができましたならば、今もいろいろ検討はいたしておるわけですが、今もいろいろ検討はいたしておるわけですが、国家公安委員会規則を制定すべくその作業に取りかかるといふこととございまして、その内容としては現時点では今申し上げたようなことを考えておるといふこととござい

ます。

○小宮山洋子君 それで、先ほどのお話とも関係あるんですが、申し込みをする男性の側はそのパスワードとかがないとできないということかと思うんですが、例えば伝言ダイヤルとか、直接本人が確認できないときこのパスワードでできるのかということ、それから女性の側のチェックというのもこれでできるということになるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) ID、パスワードの関係でございまして、これまた付与する際には、対面して確認する場合と対面しない確認する場合、両方がござい

ます。

○小宮山洋子君 直接会わない場合に、それが本人かどうかを確認するというのは非常に難しいと思うんですが、身分証明書にしても、友達のもうちよつと年齢の上の人のを送ったときにそれが本人じゃないというような確認はなかなか難しいと思うので、決して揚げ足をとるつもりではありませんけれども、そのところが抜け穴ができてしまつと、せつかく十八歳以下といつて、男性の方はそれでかなりかかると思うんですが、女

性が電話をする際に、一つの例でござい

ますが、三千元、五千元のカードを購入する、その際にID、パスワードを付与するわけですが、それが、現実にはそういったことが行われておるわけ

でございます。

したがいまして、この法改正後、そういった方式で行うということを考えておるんですが、女性につきましては、今お尋ねでござい

ますが、この無料の場合でありますれば、伝言ダイヤルであれ何であれ、申し込む際に、対面式、非対面式、両方あろうかと思ひますけれども、例えば登録などをするというときに、年齢確認をして登録をする、あるいは若干の課金をする、いろいろなことが考えられるかと思ひ

性の側の方が意味で被害に遭うということが多いこの場合に、そのところが、極力働くようにやってみてということだと思えますけれども、その辺のフォローをぜひしっかりお願いして、働くようにしていただきたいと強くお願いをしたいと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) 将来といいますか、例えば年齢確認サービス、そういったサービスを提供するという業態も将来は出てくるやもわかりませんが、それはともかくといたしまして、今申し上げましたような制度の中で、やはり確信犯といえますか、ほかの人の身分証明書を使ってやろうという、何でもかんでもやってやるんだと、そういったものに対しては確かに効き目があるのではないのかと思います。

しかし、多くの人の対しては、こういう仕組みができること自体が大変大きな威力を持つ、抑止力になるのではないかと考えておりますし、また、私どもの日常の仕事の中で、業者が年齢確認をしつかりやっているとどうか、これは、女子少年、女子児童を補導等もいたしますし、また警ら活動等もいたしておりますので、業者がしっかりと年齢確認をしているのかどうか、そういったことはよくフォローができるのではなからうかと、かように考えておるところでございます。また、違反が見つかれば、年齢確認をしつかりやっていないということがわかれば業者に対して先ほど来申し上げておりますような指示処分ができる、あるいは停止をかける。そういったようなことをも考え合わせますと、今申し上げましたように、確信犯的なものに対しては確かにうまくいかないう面は否定できないかもしれませんが、制度全体として考えてみた場合には大きな効果が得られるのではないかと、かように考えておるところでございます。

○小宮山洋子君 やはりここはポイントだと思いますので、ぜひ有効に働くようにお願いをしたいと思えます。

それからもう一点、今回の改正で大きな点というのが映像送信型、インターネット上の規制ということだと思えます。プロバイダーに対して送信防止措置努力義務が生じる場合として、その記録媒体に映像送信型性格特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を記録したことを知ったときを加えるというふうな今回入れられていると思います。この点は大変国際的にも問題になっているところで、サイバーポルノへの対応として盛り込んだこと自体は評価ができると思っています。

児童買春、児童ポルノ規制法をつくるるときも、これはずっと最後まで検討した、ここにいる円委員も含めて検討した点だと思っておりますけれども、結局その法律をつくるときには盛り込めなかった部分で、三年後に持ち越さざるを得なかった部分でございます。その際にも、意見を聞いたプロバイダーの中から、特に子供のポルノについてはおかしな自分も思っているけれどもメンバーとの関係で現在は何もできない、法律があれば協力ができるという意見もあったわけですね。

ですから、この法律が有効に働くと、そういう良心的な業者についてはこれでできると思っておりますが、全体に今回の規定でサイバーポルノに対して有効に働くというふうな考えていらつしやるでしようか。

○政府参考人(黒澤正和君) 委員御指摘のような意見があることは私も承知をいたしておるところでございます。

今回の法改正によりまして、プロバイダーに対して、わいせつな映像と同様、児童ポルノ映像につきましてもその送信を防止するための努力義務、これを課すこととしたわけでございますが、委員御案内のとおり、これを遵守しないプロバイダーにつきましては、公安委員会から必要な措置をとるべきことを勧告することができるところとなるわけでございます。プロバイダーの間

題意識を高める効果を発揮するものと考えておるところでございます。

また、送信防止努力義務という法律上の根拠が与えられたことによりまして、プロバイダーにおきまして約款への削除条項の挿入といったような具体的な措置も講じやすくなるものと考えておるところでございます。実際に、多くのプロバイダーが約款等によりましてわいせつな映像の送信を禁止するなど、相応に努力されていると承知いたしておりますので、今後の一層の推進を期待しておるところでございます。

○小宮山洋子君 非常に日本から発信される子供のポルノの映像が多いということはいろいろなところで言われているわけです。例えばアメリカでさまざまな面の犯罪を防止するNGOのガーディアン・エンジェルズというのがございますけれども、そのガーディアン・エンジェルズの中のインターネット・パトロール・チームというのが九五年に結成されていまして、さまざまな調査を行っています。日本にもその支部があるわけなんですけれども。

例えば、ICPO、国際刑事警察機構の調査によると、全世界において、インターネット上における商業目的とした児童ポルノの発信はかなりの割合が日本からであるという報告がなされています。これはスウェーデンでの会議でも非常に多く指摘されたところで、このサイバー・エンジェルズで日夜インターネット上をパトロールしているところ。

その中で、九九年十月から二〇〇〇年九月まで、一年間の間にこのサイバー・エンジェルズのネットパトロールでチェックをしたものだけでも児童ポルノのサイトが四十二件あった。ただし、その中で検挙に至った件数は二件しかないというところで、今までこれを特定した法律がなかったために、それを発見してもなかなか検挙には至らないということがあったわけなんですけれども、今回の努力義務ということでそれが可能になるケースがもつとふえてくると考えていいでしょう。

うか。

○政府参考人(黒澤正和君) 児童買春、児童ポルノ法に基づきまして、私どもは児童ポルノ事件の検挙を積極的に努めておるところでございます。また、委員も御案内のとおりでございますけれども、平成十二年一月から十二月、一年間の児童ポルノ事件の検挙件数は百七十件でございますが、インターネット利用に係るものが児童ポルノ事件の約七割弱と、こういう実態になっておりまして、こういったことから、インターネットにおきまして児童ポルノがはんらんしておるという状況がうかがえるところでございます。また、このように検挙ができておるのも法律ができたからこそということでございます。

そして、この努力義務でございますけれども、こちらの方は、私も検挙にこれ努めておるわけでございますけれども、こういった努力義務が課せられるということになりまして、児童ポルノにつきましても、プロバイダーがその自主的な措置として先ほど申し上げたような具体的措置も講じやすくなる。かような意味で、児童ポルノを未然に防ぐ、そしてまたインターネットに流れても、児童が被害を受ける前に、早い段階で例えば削除する、そういったような予防的な効果といえますか、そういったことは十分に期待できる。

いづれにいたしましても、この自主的な措置、こういったことが今度どのように行われていくのか注意深く見守っていきたいと思っておりますところでございます。

○小宮山洋子君 現在の風営法でも、第三十一条の八の五項で「わいせつな映像を記録したことを知ったときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と、努力義務がわいせつな映像一般についてあるわけです。

特に、先ほど申し上げたように、子供たちをそういう被害から守るためにという国際的ないろいろな流れもありまして、日本が立ちおくれているという現状からしますと、今回せっかく法改正を

するのですから、特に児童ポルノについてはもう一段強く義務規定にするべきなのではないかというふうには私は思います。

もし、この法律の性格上義務規定というのはなじまないというお答えがあるのだとしたら、それではほかの法律も含めてどのようにするとこのところにもっと強い規制がかけられるのか。そこまですべて、二段階の質問になりますけれども、お答えいただければと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) ただいま注意深く見守ってまいりたいということを申し上げたわけですが、今後のインターネット上の風俗環境の状況によりましては、さらに実効的な対応を検討していかねばならないと考えておるところではございます。

この風通法による規制に限界があるならば他の規制のあり方、こういったお尋ねでございすけれども、具体的な方策が今お示しできるといものではないけれども、やや抽象論になつて恐縮でございすけれども、やはりこの種の映像をなくすために官民双方の取り組みの強化が必要でありますので、特にインターネット上の情報を媒介するプロバイダーによる自主規制その他の積極的な対応というものを一層求められるものと認識しておるところでございす。

現在、私も府県警察におきましてプロバイダー等との連絡協議会を設置いたしておるところでございまして、ハイテク犯罪の捜査、インターネット上を流通する違法有害情報への対応等に関して、情報提供、意見交換等を推進しているところとございまして、また今後、関係省庁とも連携しながら、プロバイダーの対応のあり方その他実効ある対策につきまして検討を深めてまいりたいと存じます。

○小宮山洋子君 確かに、今回努力義務にしましても盛り込まれたことによつて、先ほどから申し上げているように、特に良心的なプロバイダー業者についてはかなり前進するのではないかと思ひますけれども、全体としてはやはり、今すぐには

お答え出ないということですが、さらに検討をして実効性の上がるもう少し強い規制が私は必要なのではないかと思ひますので、またさらなる御検討をお願いしたいと思います。

それで、もう一点の今回の改正なんですが、アダルトビデオ販売等の規制、これは一般のビデオ販売店、これまで規制がかつていないところによるアダルトビデオの販売、その違反は七三%が一一般のビデオ店というデータもございす。現在もわいせつ物頒布など、または児童ポルノ頒布等、性的好奇心をそそる物品販売等で六カ月の営業停止になるということですね。

今回、これは届け出なしなわけですが、アダルトビデオ販売等の規制というのは有効に届け出なしでも働くんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) 届け出を求めなくても取り締まりの実効が上がるものと考えておるんですが、御指摘の規制につきましては、いわゆるアダルトショップに当たらない店舗におきましてわいせつ物、児童ポルノが販売等される例が多発しておるわけとございまして、こういった状況にかんがみまして、アダルトショップ営業でないものであつても、わいせつ物、児童ポルノの販売等の罪を犯した場合に、性的好奇心をそそる物品を取り扱う部分に限つて、その部分につきまして公安委員会がその全部または一部の停止を命ずることができるとするものでございまして、これは事件検挙をいたしましても現在は行政処分がかけられませんが、言つてみれば大した罰金でなくとも営業をその後もずっと続けてもうけています、こういうような実態があるわけとございす。

委員御指摘のとおり、わいせつ、児童ポルノ関連事件でこういった店を検挙してみますと、四分の三近くが一般のビデオ店である、こういうような実態にあるわけとございす。やはり事件検挙、アダルトショップ営業でない店につきまして検挙をすれば、それに伴ひまして一定期間の営業停止というものをかけ得ることになるわけとござい

いますので、あらかじめ届け出を求めて実態を把握しておかなくても取り締まりの実効は上がるかと、かように考えておるところとございす。

○小宮山洋子君 そうでしようか。ちよつとそこところは、私は必ずしもそうかどうかという確信はないんですけれども、例えば非常に小さなところでやつていたりする場合に、届け出をしていないでそれが把握できるかどうか。やはりこれは、今回実施をしてみてもそのあたりの実効性によつてまた考えていくことはあるんですか。

○政府参考人(黒澤正和君) 実態の推移を見て考えることはもちろんあり得るかと言われればありますが、一般論でございすけれども、営業を規制する場合に、どこまでどういう方法で規制をするか、この問題を考えてみました場合に、営業につきまして、一般物とアダルト物、そういったものを扱つていいるビデオ販売店、レンタル店につきまして、事前に届け出をさせて私どもが実態を把握しておいて種々の規制をかけておくのいいのか、あるいは事後に届け出をさせて実態を把握させるということではなくて、事後的に事件検挙をして、その上で営業停止という、そういう処分、規制をかけるのいいのか。その辺のところはいろいろ議論もあろうかと思ひますが、今回の改正につきましては、事後的といひますか事件検挙をした後に行政処分をかける、こういう規制が実態その他総合的に勘案して適切ではないかというところでこのような法改正を考えたものでございす。

いずれにいたしましても、今後とも風俗環境情勢の推移を見ながらいろいろと勉強してまいりたいと存じます。

○小宮山洋子君 今回の法改正とは直接は関係ないかも知れないんですが、先ほどもちよつとサイバーポルノのところ引きましたスウェーデンで一回目が開かれました子供の商業的性的搾取に反対する世界会議がこと十二月に第二回が横浜で開かれることになっていす。

一回目のときにも各省庁参加されて、その後フォローアップもしている中で、日本の省庁の中では、外務省は仕事上やつていられるわけですが、も、どこも仕事上かも知れませんが、警察の方が、特にインターネットとかICPOの取り組みも積極的で、割と積極的に取り組んでいらつしやうと、私もフォローアップの過程で思つていす。

そういう中で、非常に規制がはかばかしくなつていすと言われた日本が第二回が開かれる意義というのは大きいと思つておりますので、一回目のスウェーデンの会議も、これは政府とそれからNGOが本場にファイティー・ファイティー、半々でやる形で開いたところに非常に大きな意義があつたわけとす。今回も準備の過程、NGOの方と官庁の皆さんとの打ち合わせなどに私もできる限り出ていすけれども、必ずしも日本はまだNGOとそういうことを開いていくというノウハウがない、今までそういう取り組みをしてこなかったということ、すべてがスムーズにいつていすというふうには思ひないんですが、警察庁として積極的にこの間第一回の後にもかかわつてこられたお立場から、この十二月の会議になるべくいい形でぜひやつていただきたいと思ひます。

○政府参考人(黒澤正和君) 私ごとで恐縮でございす。外務省主催の一回の打ち合わせには関係機関、団体の方もいらしておられましたが、私も出席をさせていただいたところでございす。

それはともかくといたしまして、私も警察では、関係機関、NGO等の関係団体や外国の捜査機関等との連携を強化いたしまして、児童買春、児童ポルノ事犯の積極的な取り組みを推進いたしますとともに、被害児童の保護に努めておるところとございまして、今後とも関係機関、団体等と緊密に連携しまして、積極的かつ適切な取り組みなどを推進してまいり所存でございす。

すけれども、児童買春、児童ポルノ事犯といった児童の商業的、性的搾取の問題への取り組みを促進するために、十二月に横浜で開催される世界会議につきまして、警察庁といたしましては主催者の一員として積極的に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○小宮山洋子君 やはり先ほど申し上げたように、NGOといふ連携をとって積極的にやっていくことで、スウェーデンの会議のときは二十年も三十年も日本は取り組みがはかっているという指摘を受けたわけですね。その後かなり努力をしてきていると思いますが、ぜひ一層そういう国際的責任も果たせるような形での取り組みをお願いしたいと思っております。

最後に大臣にもう一度伺いたいんですが、児童買春、児童ポルノ規制法の見直し、それは法施行後三年後、これから一年半ぐらい後ということになりますが、その間に携帯を使つてのインターネットとか、技術の進歩が早いこともありまして、三年後の見直しでは遅過ぎるという思いが非常にしております。

その中で、今回、この風適法の改正によって途中で少し手当てができるのかなという意味の評価をしているわけなんですけれども、取り組んでいるNGOなどの評価もそういうことになっていると思います。ぜひ今回のことをそういう意味で、せっかく法改正をするわけですから、周知徹底を図つて、さらに足りないところはまた足していくというように形で積極的な取り組みをお願いしたいと思いますが、大臣としての取り組みへの決意といひましようか、熱意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村井仁君) 委員と黒澤局長とのやりとりを伺つておりました、決意を申し上げる前にちよつと一言感想を申し上げさせていただきますのでございますが、例えば年齢確認の問題一つとりましても、日本は決してジョージ・オーウェルの「一九八四年」のような管理社会じゃないわけでございます、そういう意味で、なかなか手段

といふ方法といい、難しいものがあるなというのが一つの感想でございますし、また、あるいはポルノビデオですとかインターネットを通ずる余り望まじからざる情報の頒布ということにつきましても、例えば表現の自由でございますとかあるいは営業の自由でございますとかいうような観念とどのように組み合わせて考えていくのか、非常に難しい問題だなというところは改めて感じる次第でございます。

しかし、それはそれといたしまして、委員御指摘の点は私も大変よく理解できますし、今後とも十分に時代の趨勢を見ながら適切な対応を図るよう努力してまいりたいと思ひますが、当面は、法改正をお認めいただきまして、警察職員に對しまして十分な教育研修を行ひまして、法改正の効果といふものを十分に理解していくように精ひつぱいの努力をさせていただきます、そのように思ふ次第でございます。

さらには、十二月に横浜で開催される第二回子供の商業的性的搾取に反對する世界会議でございますか、こういった会議におけるNGOの果たす役割、これは私も大変高く認識しているところでございまして、そういう問題意識を踏まえて、警察におきましてもNGOとのタイアップ、さらには地域、家庭とのさまざまな連携というものも重んじながら実効を上げるように努力してまいりたい、このように思ふ次第でございます。

○小宮山洋子君 終わります。

○大森礼子君 公明党の大森礼子です。

早速質問に入りたいと思ひます。
今回の改正内容というのは、テレホンクラブに對する規制の整備、それからアダルト映像を送るプロバイダーに對する規制の強化、アダルトショップ以外の店の違反行為に對する規制の整備、その他となつておりますけれども、特にテレホンクラブに對する規制についてですけれども、まずこの点からお尋ねいたします。
今回の法改正は、テレホンクラブが児童買春の

温床となつているのでそれに歯止めをかけるということなんですけれども、テレホンクラブにつきましても、既に全国の都道府県がテレクラ条例といひますか、条例をもちまして規制をしているところでありまして。

条例でなくて、今回、法律という形式によつて規制を強化しなければならなくなつたのはなぜか、その理由とか背景について最初にお尋ねいたします。

○政府参考人(黒澤正和君) テレホンクラブにつきましては委員御指摘のとおりでございます、平成七年に岐阜県におきまして、いわゆる青少年保護育成条例の改正により初めて規制対象とされまして以来、現在までにすべての都道府県において整備がなされておるところでございます。しかしながら、青少年に利用させること自体を禁止しておりますのは東京都と京都の二条例のみでございます。また、利用者の年齢確認を義務づけているものはございません。女子児童の利用を防止する観点からの規制としては実効に乏しいと考えられる状況にございます。

他方、児童買春は、被害者となつた児童に精神、肉体的両面において甚大なダメージを与える重大かつ悪質な犯罪でございます。児童買春の撲滅に向けた国内外の議論が近時一層の高まりを見せていることを踏まえ、児童買春の温床となつていふテレホンクラブについては、児童の尊厳の保護を図る観点から、国として法律による規制を行うことが適切であると考えるところでござい

ます。
また、特に、先ほど来申し上げておりますように、無店舗型テレホンクラブがふえておるというのが近時の特徴でございますけれども、店の性格上、複数の都道府県にまたがつて簡単に営業が展開できるわけございまして、そういった営業者が増加している現状を踏まえ、県内という地域的な効力しか持たない条例による規制の限界が生じていると言ひことができるわけでございます。

そこで、女子児童を被害者とする児童買春の防止の観点から、利用者が十八歳以上であることの確認措置の義務づけ等を内容とする法律による実効ある規制を期しまして今回の法改正を行うことといたしたものでござい

ます。
○大森礼子君 今の答えを伺つていてちよつと素朴な疑問がわいてきたのですけれども、確かに、条例というのはその県ですとその範囲内になりますので、広域的な営業が可能になる無店舗型のテレクラですとその県ではできない場合がありま

すけれども、しかしすべての県で条例が規定されてあるのであれば、共通項がありますから、別に広域的になつても、逆にどの県の条例でもいいのかなという気がいたします。

ただ、一つ、今どういふことかと思つたのは、すべての県にいわゆるテレクラ条例というのがあ

る、東京都と京都だけが十八歳未満のテレクラの利用を禁止している、それ以外は禁止していないと。それから、年齢確認義務規定を定めた条例はないと。

そこで、これは今思ひつた質問なのですけれども、条例でそれを規定しなかつたのは何か理由があるのか、それとも、それは既に条例について守備範囲を超えたことなのか、そこら辺はいいかなのです。

まず、条例ではそこで限界があるから国で規制をしようとしたのか、それとも、条例でもそういうことを規定できるんだけれども、すべての県がそういうふうにするのを待つてはとて追いつかないのでまず国の方からするようにしたというのか、これはどのような理由になりますでしようか。
○政府参考人(黒澤正和君) まず最初に、条例による規制の限界でござい

います。

しかも、十八歳を利用すること自体を禁止しているのはこの東京と京都だけ、それから利用者の年齢確認を義務づけているものは皆無と、こういうふうに申し上げたわけでございますけれども、当時、この東京と京都におきましては、やはり十八歳の利用は禁止すべきであると。まだ当時は店舗型が多くて、十八歳未満を立ち入らせないという、こういう発想はあったんですけれども、まださほど、さほどいいんです、当時からももちろんあるんですが、そういった実態の面と、それから実際に十八歳未満の者を電話でというような、あるいは、これはやや推測を交えて恐縮でございますけれども、十八歳未満をはねつけるのをどうやってするのかという、そういった配慮もあるいはあったのかもしれませんが、いずれにしましても、十八歳の者を利用させないという、そういった面で難しいという、そういう配慮もあったのかもしませんが、ちょっとその辺ははっきりはいたさないんですが、いずれにしましても、実態としてやはり店舗型が主流であって、十八歳の者を入れない、そういった考えからこちらの方は各県必ずしも手当てをしていなかったのではないかと、こんなふうにご覧になっておるところでございます。

○大森礼子君 無店舗型テレクラの場合、コンピュータを持ち運びできれば処分を免れるとおっしゃいましたけれども、それは、犯罪行為地が特定できればいいわけでありまして、要するに、追いかけていくのが大変だ、摘発が大変だと、多分こういう趣旨かなというふうに理解します。

それから、なぜ国のレベルでということですが、あれども、やはりスピーディーな対応ということで、放置できないということで、国の方が先んじてこういう対応をするという意味であれば、それなりに評価できることだと思います。

次に、児童買春、児童ポルノ、これは法律ができました、この検挙状況を見ますと、買春とポルノを合わせた検挙状況といえますか、平成十二年

で千五百五十五件、摘発された人員が七百七十七人です。これは警察庁の「少年非行等の概要」の二十七ページを見て言っております。それで、児童買春、この検挙件数が九百八十五件、摘発人員は六百十三人ですか、その中でテレホンクラブ営業に係るものが四百七十六件、人員にして三百十九人です。件数で見ますと、児童買春事件のうちテレクラ営業に係るものが四八・三〇、人員の場合ですと五二・二を占めているわけですね。

そうしますと、このテレクラ営業を規制するということになりまして、この種事件で効果が期待されると思うのですけれども、警察庁としてはどうしようかというところから、実効性という点について、このように御説明していただければどうか、お尋ねいたします。

○政府参考人(黒澤正和君) 検挙状況は委員御指摘のとおりでございますけれども、いずれにしても、テレホンクラブが児童買春の温床となっている状況でございます、今回の法改正によりましてテレホンクラブに対する規制を設けることとした主眼は、まさに女子児童を被害者とする児童買春を防止することにございまして、先ほど来申し上げておりますように、利用者が十八歳以上であることを確認するための措置を講ずる旨の義務を新たに課しているわけでございまして、先ほどの話の関連で申し上げますと、十八歳を利用させないという面からいいますと、知覚性とか何とかいろいろ難しい問題があるんですが、確認の方はそういう意味ではかなりはつきりしているというふうにも言えるかと思いますが、この義務を新たに課することによりまして女子児童のテレホンクラブ利用というものをかなり防止できるのではないかと、つまり、児童買春事件の減少に資するところが期待できるのではないかと、かように考えておるところでございます。

○大森礼子君 年齢確認義務、これがキー、かぎであるということがわかりました。ただ、一方で、先ほど小宮山委員も質問されましたけれども、年齢確認の方法といえますか、これは実はなかなか難しい、それから、抜け穴もあるというところもわかったわけでありまして、年齢確認の方法については、どんな方法を講じてもらいたいのか、あるいは全くなかったりやり方は不可能なのではないかと実は私も思っております。要は、これだけだろという実効性が上がるかということだと思っております。

そこで、十八歳以上であることの確認義務というのは、前回、平成十年の法改正でインターネット利用のアダルト画像送信業者、これが対象となりました。三十一條の八の三項と四項に規定してあるわけなんです。この違反については、公安委員会が三十一條の十で営業者に命令をすることができるとなっております。これが今回の改正より前に先んじてできた規定となるわけですね。

そこで、この平成十年の改正によって年齢確認義務が設けられましたけれども、この命令の件数、違反に対して公安委員会が営業者に出した命令の件数はどれぐらいの数字になっておりますでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) お尋ねの措置命令の件数でございますけれども、昨年中一件でございます。大阪府公安委員会でございますが、なお、この営業者は廃業したと承知をいたしておるところでございます。

○大森礼子君 ここで命令を受けたのが一件という、この数字をどう評価するかということだと思ふんです。いずれにしても、確認義務規定を置いたから効果的なんだといつても、結局、検挙件数が少なければ意味がないと思うんです。

そこで、このインターネット利用のアダルト画像送信業者が対象となった命令の件数は一件という、この理由については、例えば違反している全体の件数自体が少ないのか、それとも、警察でいいんでしょうか、チェック自体が追いつかないのか、それとも法律に何か問題点があったのか、この点については、この一件という数字についてどのように分析しておられるのでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) 率直に申し上げます、少ないなと思っております。私どもとしては、無限の大海のサイバー世界とはいえ、サイバーパトロールでありまして、あるいはその他いろいろあるかとは思いますが、やはり実態をしっかりと把握する、そして十八歳未満の者を客としないための措置の遵守状況の把握に努める、この実態把握というものをしっかりとやっていかねばならない、かように考えておるところでございます。

なかなかサイバー世界をフォローするのは大変でございますけれども、いろいろ工夫をいたしまして実態把握に努めまして、十八歳未満の者を客としないための指導、取り締まりのさらなる強化に努めてまいりたいと、かように考えております。

○大森礼子君 それから、店舗型テレクラの場合、十八歳以上であることの確認を怠った場合は、三十一條の十四で公安委員会は必要な指示をすることができると。まずこの指示の具体的内容について教えていただいて、それから、指示に違反した場合に、三十一條の十五で八月を超えない範囲の営業停止、これに違反したら、今度は四十九條で一年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金あるいはこれの併科と、こういうふうになっているわけなんです。

〔委員長退席、理事篠瀬進君着席〕

この規定を厳格に適用することによりまして店舗型テレクラについては十八歳以上の確認義務、これを担保させることになろうと思うのですけれども、先ほどのインターネット利用のアダルト画像送信業者と同じに比較するわけにはいかないかもしれません、こちらは店舗型です。これについてはどういう姿勢で臨んでいかれるのか、実効性が担保できるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) 指示でございますけれども、例えば年齢を確認するための措置を何ら講じないままに十八歳未満の者に利用させているような、そういう場合には、先ほど来申し上げて

おりますような、国家公安委員会規則で定められた措置を確実に講ずるように指示をする、あるいはまた、店舗型テレホンクラブ営業の従業者が十八歳未満の者を客として店舗内に立ち入らせた場合、営業者に対して十八歳未満の者の立ち入らせ禁止を徹底するための必要な従業者教育の充実強化を図るよう指示する、こういったことなどが考えられると思います。

そして、この実効性の問題でございますけれども、テレホンクラブ営業者に対して年齢確認措置義務を課すことは、今回の改正の柱である児童買春防止のために必要不可欠であると認識をいたしております。

〔理事篠瀬進君退席、委員長着席〕

このインターネットとテレクラとは、委員も御指摘なさいましたように、物が違うというか実態が違いますので同一には論じられないわけでございますが、ちなみにインターネットの方もダイヤルQの方法はありますが、それ以外は同じような方法で実を確認をいたしておるわけでございますけれども、この年齢確認措置義務というのが眼目でございますので、こういった義務に違反した者に対しては行政処分を科しまして法の遵守を促すことはもちろんでございます。また悪質な営業者には重点的に取り締まる、こういったことで臨むわけでございます。

先ほど来の繰り返しになって恐縮でございますけれども、公安委員会が定めるそういった措置とともに、私も、やはり制度の持つ抑止力、そして警察活動、先ほど実態把握のことをお話し申し上げましたけれども、日常の警察活動の中でこの年齢確認義務をきちんとやっておるかどうか、そういったことは容易に把握もできると思いますし、またそういった実態に応じて弾力的にそしてスピーディーに、指示の処分でありましか行政処分でありましか、あるいは罰則適用ができて、そしてそういったことが相まって実効性を期せる、つまり児童買春の防止を図っていくのではないかと、またそうしなければならぬと考えて

おるところでございます。

○大森礼子君 それでは、時間の関係がありまして、最後に大臣にお尋ねいたします。

私も平成十一年の段階で、ともかく超党派というところで、いわゆる児童買春、児童ポルノ禁止法を通して、あとはもう実効性の問題なんです。

それで、本当にインターネットとかが急速に進みまして状況が刻々変わっております。先ほど御答弁になりましたように、無限の大海であると、サイバーの世界といえますのは、それで、確かに全部追いかけていくというのは、やっぱり人員の制限も大変だろうと思うんです。しかし一方で、児童買春、児童ポルノ禁止法の実効性を上げるためには、特に子供の人權ですから、やはり警察に頑張ってもらいたくないと思うんです。

こういう点について、非常に無限の大海へ踏み出していかなくてはいけないわけですが、この点について大臣、どのように取り組んでいかれるか、簡単に結構ですから、最後に御決意をお伺いいたします。

○国務大臣(村井仁君)

先ほどもちよと触れたことと重なるかも知れませんが、対象が非常に膨大だということから、そういう違法なといいますか、好ましくない者を捕まえていくということでございますからなかなか大変なのでございますけれども、いざにいたしまして、こういう新しい道具立てと申しましようか、これをもう少しだけ目的を達するように精いっぱい努力をするよう警察を督促してやってまいりたいと思っております。

○大森礼子君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

先だって、東京高裁の判事が伝言サービスで知り合った十四歳の少女を買春したとして児童買春、児童ポルノ禁止法違反で逮捕されましたね。いわゆるテレホンクラブを使った成人男性による

中高生の買春行為が長期にわたって公然と行われているという事実の一つであると思うんです。もちろん、児童買春は子供に対する性的虐待であるし、人權を侵害するものであるから絶対に許せない、この点はだれも一緒だと思います。

このような現状から、今回のテレホンクラブを規制の対象とする改正は必要なものであると考えます。しかし、今回規制の対象となるテレホンクラブは多くの子供たちがかわつてくる問題になります。だから、私はこの運用に当たっては大変慎重さも必要だと思うんです。

運用上の問題について確認をしたいと思うんですが、今回の改正によって店舗型電話異性紹介営業へ警察職員が令状なしで立ち入ることが認められることになりました。立ち入りでは、風適法で課した各種の義務が確実に実施されているか確認するために視察や検査ができると解されています。

店舗型電話異性紹介営業の場合、この三十七条二項、立ち入り視察、また検査できる範囲はどのようなものか、まずお尋ねいたします。

○政府参考人(黒澤正和君) お尋ねの立ち入りでございますけれども、この法律の目的を実現するため、本法の施行に必要な限度で、報告、資料提出要求では達成できない行政上の指導監督をするために行うものでございます。

すなわち、この法律に基づく立ち入り権の行使は必要最小限度のものでなければならぬと考えておるところでございます。具体的には、例えば営業所内で年少者を接客業務に従事させていないか、年少者を客として立ち入らせていないか、未成年者に酒類等を提供していないかなどの調査が挙げられます。

○大沢辰美君 法の趣旨、目的ということであれば、十八歳未満の者からの会話を取り次ぐこと、このことを禁じているわけですが、この規定の確認のために立ち入りの際にいわゆる伝言情報検査対象となることはないのか、その点を確認したいと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) 一般に、立ち入りにおいてお尋ねのような調査をいたしますことは年齢確認措置等のこの法律の施行に必要なものとは考えられませんが、これらを聞いたり見たりすることはしないものと考えております。

○大沢辰美君 業者を取り締まるものとしての立ち入検査でありますから、特に個人の子供たち、児童の基本的人權を不当に侵害しない、このことを強く最初に申し述べておきたいと思っております。

次に、この間、児童買春の摘発が相次いでいるわけですが、法施行後、この四月までですけれども、児童買春で千四百四件、八百六十八人、児童ポルノで二百三十五件、二百二十一人に及ぶ摘発がされているわけですね。

今、大人の性を商品化する、また性的自由の金銭による放棄がやられている、売買春が許容される現実が放置されている中で、子供の性の商品化は絶対に許されないという思想が根づかないと思うんです。大人のそういう性の商品化をされている中で、子供たちの状況を守らないといけない、子供の性の商品化は絶対に許さないという思想、これを根づかさなければいけないと思うんです。その点で、売春防止法で処罰の対象となっている管理売春、売買春産業が公然と営業を続け、それが容認されている現状こそ私は問題であると思うんです。

そこで、売買春業者に対する摘発が私はこの間ずっと減少している問題についてお聞きしたいと思うんですけれども、売春防止法違反で検挙された業者の数を資料提出をお願いしたんですけれども、これは出していただけませんでしたので、風俗営業に関しての資料を作成いたしました皆様にお配りをさせていただいていると思うんです。

一枚目を見ていただきますと、約十五年間の資料を提出させていたいただいています。最初に店舗型風俗特殊営業の売春事犯検挙件数の推移なんですけれども、この数年間、業者自身はそんなにふえていない、横ばい状態だと思うんですね。だけれども、検挙数はずっと減ってしまっている。パーセンテージで比率を見てみますと、これが非

常に減っているという実態があると思うんです。
その右側ですが、個室つき浴場、ソープランドと売春事犯検挙人員の推移も同じことが言えるのではないかなと思うんです。この数年間、個室つき浴場の件数は大体横ばいになっておりますけれども、やはり検挙された比率というのはずっと下がってきているという実態がここにありますね。

二枚目ですけれども、これは売春事犯被疑者の職業別検挙人員の推移をこの五年間を出してみたんですけれども、これも、見ていただくと、個室つき浴場業者、この検挙件数が非常に減ってきている。それに比べて、いわゆるポン引きと言われるこういう人たちの検挙件数は約五八%ですね。全体の検挙件数の五八%がこのポン引きの人たちで圧倒的に件数が多いという数字が出ていて、個室つきの浴場業者については減ってきているという状態がこの数字で出ていていると思うんです。

これを見まして、ソープランド、いわゆる個室つきの浴場がこの売春の温床になっているのは私はもう周知のとおりだと思うんです。にもかかわらず、個室つきの浴場業に対する売春事犯、被疑者の検挙数の著しいこの数年間の減少、これはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) この数字を見ますと確かに委員御指摘のとおりでございますが、この個室つき浴場営業業者につきましては、ややでこばこがございますが、ずっとさかのぼってまいりますと、大きな傾向としては減少傾向かとは存じますが、この売春事犯というものは、もちろん個室つき浴場業におけるものに限られないわけでございます。実に多様な形態のものがあるわけでございます。あるいは、時代ともいろいろんなパターンが出てくるとも言えるのかもしれないんですが、近時はいわゆる派遣型売春などが目立っております。客との連携に携帯電話や転送電話を利用して売春をあっせんするなど、手口が悪質、巧妙化したところがございます。

な形態の売春事犯がございますので、当然のことながら取り締まりも売春事犯の全体ということに相なりますので、数字としては確かに委員御指摘のような状況になっておりますが、今申し上げたようなこと等から検挙数がまた全体的にも減少傾向になっておるものと考えておるところでございます。

○大沢辰美君 確かに、警察白書の二〇〇〇年の見ても派遣型が非常に多いという事実がございますし、その中で管理型、いわゆる個室つき浴場などは少ないという統計も出ていますけれども、私はソープランドが管理売春の場ではなくて、のかということをお聞きしたいんです。

警察は、周囲地域に迷惑をかけている事案、すなわち売春防止法違反が表面に出ている事案には対応しているけれども、私はこの数字を見て、逆に言えばこの同法違反事実が外部に表出していない事業は、検挙、いわゆる取り締まりが弱いと言えるのではないかとこのことを私は指摘したいと思うんです。ですから、この実態がとも不自然で仕方がないんです。

そこで、個室つき浴場に資金を融資した信用金庫店長に売春防止法資金提供罪が適用されるとした裁判の判決もあります。ソープランドで売春が行われているということとは、もう社会的に常識になつていくわけですから、そこでは明確にもう管理売春がやられていきますし、公然とそれが宣伝、営業しているにもかかわらず放置されているという実態が私はこの売春を容認する社会環境を生んでいると思うんです。

売春事犯の検挙件数が減っているのは、個室つき浴場に対してだけではありません。売春事犯で検挙されているのは約六割がポン引き、今表を用意しましたけれども、これが示しています。ソープランドやファッションヘルスというんですか、こういう性風俗特殊営業全体で同様の傾向があります。これはどうしてなのか。売春業者に対する摘発が減っているのか。これは、やはりそういう本当にもとになる、そういう組織がやって

いる管理売春が摘発が弱くなっているということと言えるのではないかとと思うんですが、そのことは否定できないですね。

○政府参考人(黒澤正和君) この種事犯、いろいろな形態があると申し上げましたけれども、一方において組織的に隠密裏に密室で行われる事犯もありましようし、あるいは街頭で目立つような態様のものもあるでしょうし、いろいろな形態のこの種事犯というものがあつてございまして、私ども、この種事犯の取り締まりにつきまして、数字はこういう数字になっておりますけれども、売春事犯の実態に即して捜査力を投入いたしまして、環境浄化あるいは青少年の健全育成、そういった目的を達成するために取り締まり等を行つておるということでございます。

な、管理売春といったようなものについては、暴力団等もかかわつていられることも、一般論ではありますけれども、あつたかと思ひますし、私ども、組織犯罪については徹底的に壊滅するということと対処いたしておるところでございます。

○大沢辰美君 その姿勢を聞いていたかという事は、この数字を見て一言で言えないかもしれないけれども、やはりここを放置していてこの問題は解決できないと思ひます。

大臣に、私は警察のこのような姿勢、売春防止法の売春は人としての尊厳を害するものですし、売春の防止目的とするこの売春防止法の視点と反するものでありますし、組織的な、今言われましてけれども、暴力団の問題がありますけれども、売春業者を野放しにしておいては、次々規制の網をくぐつて新たな業態を生み出すと思ひます。そこはイタチごつことと言葉も出てまいりますけれども、そこに本気でメスを入れることが法に

基づいて私は厳正に対応すべき態度であると思ひますが、大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(村井仁君) 売春、これは女性の性の商品化ということでありまして、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものでありまして、決して許されるものではないということは十分認識しております。

ただ、今、生活安全局長からも御答弁申し上げましたように、事案として大変密室性が強く、立証に非常に困難を伴うという場合もございまして、そういう意味で、私どもとしましては、例えば暴力団によって組織的に行われるような場合などはこれはいろいろな形でまた捕らえられやすいといひましようか、捕らえられることができないものも比較ある。あるいはまた、社会的にとりわけて重点的にやらなきゃならないというようなことで、かなり重点的にこういう組織的なケースについてはやつていられることとございましてけれども、今委員御指摘のいわゆる個室つき浴場業者、これがいわゆる管理売春の温床になつていられるのはそれは一つの御認識かも知れませんが、そこへ実際に捜査に入つてみましても、果たしてきちんとした立証ができるかどうかという事は、最近の社会のいろいろな風潮などもございまして、なかなか実態難しいところがございます。

そういうようなところを、御存じのようにそういう問題でございますけれども、私どもといたしましては、なお今御指摘のような点も踏まえまして、一生懸命努力をしまつてまいる決意でございます。

○大沢辰美君 私は大変な、相手は組織でやつていられる場合もありますから、こちらの捜査、摘発も相当の準備が要すると思ひますが、私、一つの例として、三年前に大阪府警の少年課が地下組織を解体したという報道と資料をいただいたんですけれども、これに当たつて相手の組織もやはり警察の取り締まり情報の収集に当たつて、準備をして対応しているという中で、警察少年課が本当に徹

底的にこの地下組織を解体させたという経緯を発表されていますけれども、私はそういう本当に徹底したこちらの態度ですか、相手も組織的に来ているわけですから、こちらでも強化した体制で、本当に法に基づいて、こういう特に管理売買春をやっている、特に児童の買春に対しての対応をしつかりとやっていただきたいということを申し述べておきたいと思えます。

最後に、大きく内閣府の方にお尋ねしたいんですが、けれども、日本の現状は今、先ほどの質問にもありましたけれども、相次ぐ摘発される児童の買春問題、それから児童のポルノの輸出国としての厳しい批判を受けています。外国人女性への売春強要、規制の網をくぐって次々新たな売春産業がはらんとするという深刻な状態にあります。

九七年に旧総理府にあった売春対策審議会、これを廃止する際に、売春防止対策を審議するその場所を、体制は見直して、幅広い審議を行う場と、より専門的で、知識、経験に基づく審議を行う場の双方を設置すべきだと答弁されていますね。その後省庁再編がなされて、売買春問題を専門的に審議、調査する場所、そこはどういうふうになったんでしょうか。

○政府参考人(坂東眞理子君) お答えいたします。

平成九年、男女共同参画審議会設置法に基づきまして男女共同参画審議会が設置され、それまで売春対策審議会が審議されておりました売春対策についても、男女共同参画社会の実現という新たな観点からこの審議会において議論することになりました。その男女共同参画審議会には、内閣総理大臣からの諮問を受けて、売買春その他の女性に対する暴力について議論する場所として女性に対する暴力部会が設置されまして、売買春を含めた女性に対する暴力全般について答申をまとめるなど、大変活発な御審議が行われたと承知しております。

平成十三年、ことしの一月の中央省庁等の再編に伴いまして、この男女共同参画審議会は廃止さ

れまして、内閣府に男女共同参画会議が設置されたところでございますが、この参画会議に現在五つの専門調査会が設置されておりますが、そのうちの一つ、女性に対する暴力に関する専門調査会が四月二十日に設置されております。この専門調査会におきまして、夫、パートナーからの暴力と同時に性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力についての今後の施策のあり方などについて調査検討を進めているところでございます。

売買春問題につきましては、昨年十二月に閣議決定されました男女共同参画基本計画におきましても重要な柱の一つとして取り上げておられますし、今後、女性に対する暴力に関する専門調査会などの場においても検討を進めていくことになるかと存じております。

○大沢辰美君 今、専門調査会が五つあって、その一つとして暴力に関する専門調査会が設置されているということなんです。この暴力に関する専門調査会は当面はやはりDV法に関する調査が行われるのではないかと、そのように思っています。それはもちろん重要なことなんです。ただ、けれども、同時にこの売買春の問題を総合的に調査審議する場が、私はここではないのかという、そういう心配をされているわけなんです。相次ぐ女性の性をねらった暴力事件が生み出されるその背景には、先ほども申し上げましたけれども、やはりセックス産業、メディアなどを使って日常生活の中にあふれる売買春の存在は否定できません。

男女共同参画審議会を設置するときには専門の部会を置くと言われているわけですが、この売買春の問題は、今終わつたという認識はもちろんないわけですが、今この専門調査会の中でDV法はもちろん先にやらないといけないという中では、この売買春の問題を審議する場所が今ないということが言えるのではないかと、心配があるのですが、その点は今後どうでしょう

か。

○政府参考人(坂東眞理子君) 御指摘のとおり、女性に対する暴力に関する専門調査会では、十月のDV法の円滑な施行に向けての検討、調査がまず第一に取り上げられてはおりますけれども、同時に売買春ですとかセクシュアルハラスメントですとか、女性に対する暴力一般についても御審議をいただくということになっておりますので、並行して審議を進めていただくということで私どもは了解をしております。

○大沢辰美君 私は、もちろん並行してやれる可能性もあるかと思いますが、今本当にこの法律が改正されて中身をいいものにしていくという中で、今審議する場所が私はこの専門調査会しかないように思うのですが、その専門調査会がやはりちょっと弱いという思いを感じるわけなんです。

なぜそういうふうに申し上げるかといいますと、やはり今売春の実態というものはもう本当にひどいと。基本計画では、「売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視するものであり、決して許されるものではない」として、きちっと児童買春を初めこれに反する事態が広がっていることを総合的に実態調査をしないといけないということになっていくわけですが、やはりその場所が現在専門調査会で、DV法の問題はもちろんだ事だけれども、調査できない状態にあるという点で、私は本当にこの実態は、売春をしていて女性の健康問題だとか感染の問題だとか、風俗マスコミの提供するものに彼女たちの真の声が反映されていないわけですから、彼女たちの言葉に本当に真摯に耳を傾けるようなそういう場所も必要でありますし、本当に総合的に対策を検討する場所を早急に体制として組んでいただきたいと思うんです。

その点についてさらに強調したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(坂東眞理子君) 売買春につきま

では、男女共同参画基本計画の中でも「女性の性を商品化し、金銭等により売買するものである」として、女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視するものであり、決して許されるものではない。特に児童買春と外国人女性による売買春については、国際的にも大きな問題になっている。売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。」というのを書いてございますので、この女性に対する暴力専門調査会においてももちろん取り組みますし、それ以外の監視等の専門調査会、あるいは会議そのものにおいてもこの問題については十分な関心を払ってまいりたいと思っております。

また、女性に対する暴力に関する専門調査会の方の専門委員には、例えば外国人の女性の一時支援で大きな働きをしておりますHELIPのディレクターの方ですとか、売買春問題に詳しい法律家の方等も加わっていただいておりますので、十分そうした分野についても御審議いただけるものと思っております。

○大沢辰美君 以上です。

○照屋寛徳君 社会民主党・護憲連合の照屋寛徳です。

もう本改正法案についてはいろんな角度で質疑がされたところでありますが、私も何点かお聞きをしたいというふうに思っております。

基本的には私も社会民主党はこの法改正に賛成でございます。今度の法改正は、児童買春の温床になっているテレホンクラブ業者に対する実効ある規制、これが主たる目的だろうと思うんですね。そのことは私も賛成でございます。ただ改正後の法の運用に当たっては、これはあくまでも職権乱用等がないように、そして運用上、人権への配慮を十分尽くされるように一等最初に要望申し上げておきたいと思えます。

さて、いわゆる風適法の今度の法改正に当たってパブリックコメントを実施されたようでございますが、資料を見ますと、このパブリックコメン

トで、テレホンクラブに対する規制全般について、もちろん賛成が多いわけでありますが、反対もかなりの数字、四割近くになっておるわけですね。

反対の主な理由として、そもそもテレホンクラブが、男女の出会いの場がなくなってしまうんじゃないかと、全般的な規制によつて。それから、児童買春の原因はテレクラ業者ではなくて利用者にあるんじゃないか、あるいはまた、児童買春をなくするためにはテレクラではなくインターネット、いわゆる出会い系サイトを規制しないと効果がないではないかというなどの反対理由があるわけですね。

そこら辺は警察庁はどういうふうな受けとめておられるんでしょうか。どういふふうに分析をしておられるのか、まずお聞きをしたいと思えます。

○政府参考人(黒澤正和君) 法案の成立過程におきまして、本年一月でございますが、パブリックコメントを発出したしまして広く国民から意見の募集を行ったわけでございますが、改正案に関しまして百十三件の意見が寄せられました。このうち、テレホンクラブ規制に対する反対意見が三十八件ございまして、この三十八件のうち二十三件、約六割でございますが、テレホンクラブ関係者と見られる関係者からのものでございます。反対の具体的内容につきましては、ただいま委員からの御指摘があったような反対意見が出ておるところでございます。

私どもといたしましては、テレホンクラブ営業者に対しまして利用者の年齢確認義務を課すことなどによりまして児童買春の防止を図るものであり、不可欠な規制であると考えておりますが、こうした反対意見も踏まえまして、法の適切な運用に配慮してまいる所存でございます。

○照屋寛徳君 この法改正の目的である児童買春の根絶、あるいは児童ポルノを取り締まるということとの関連でございますが、現行風適法では、性的好奇心をそそる物品で政令で定めるものを専

ら販売または貸し付ける業者をアダルトショップ営業またはアダルトビデオ等通信販売業者として規制対象にしているわけでありますが、先ほど小宮山委員の御質問にもありましたように、実際には、わいせつ物やあるいは児童ポルノ関連事件で検査された小売店舗の数を見ると、その七割以上が専らその要件を充足しない形で性的好奇心をそそる物品を取り扱う物品販売業者で取り扱われている、こういう実態もあると指摘をされているわけですね。

そのテレホンクラブの店舗型、無店舗型の営業の実態をひとつお聞かせいただきたいということと、私は、情報通信産業、どんどん発達するに伴つて店舗型よりむしろ無店舗型というのが今後ふえていくんじゃないかなというふうに思うのであります。そうすると、今度の法改正の実効性の関係で、この無店舗型の現状と、これからふえるのではないかとということとの関連でどのように考えておられるのか、御意見を聞かせください。

○政府参考人(黒澤正和君) 営業の実態につきましては、先ほど小宮山委員の方からの御質問の際にパターン化して申し上げたところでございますが、近時の特徴として、先ほど来申し上げておりますけれども、無店舗型が大変増加しておりますのでございます。私どもは、この傾向は今後も続くのではないかと考えておるところでございます。また、先ほど反対意見にもありましたけれども、インターネット、特に携帯電話、iモードからやれる、そういったものもございまして、この辺、今現状としては、テレクラを舞台とした、テレクラをきつかけとした児童買春事犯が圧倒的に多くて、出会い系サイトをきつかけとした児童買春事犯というのはまだ少のうございましてけれども、今後、そちらの方の数があるいはふえてくるなどということも懸念をいたしておるところでございます。いづれにいたしましても、店舗型よりは無店舗型でありますとかそういった電話、携帯電話等から出会いが可能になる、そういったもの

の傾向としては移っていくのではないかと、かように考えておるところでございます。

○照屋寛徳君 今度の法改正の中の一つの論点は十八歳以上の年齢確認措置の問題だろうと思ふんですが、このことについては、法律では、公安委員会規則にゆだねる、任せる、こういうことのようにあります。この年齢確認問題というのは、実務上も非常に難しいし、また、運用を誤ると個人のプライバシーとの関係でも深刻な事態を招きかねないわけでありまして、この年齢確認措置についてどのような手段、方法をお考えになつておられるのか、現段階で明らかにできる範囲でお示しを願いたいと思ひます。

○政府参考人(黒澤正和君) 先ほど来御答弁申し上げておりますが、現在国家公安委員会規則において定める方法として検討いたしておりますのは、対面して行うものと対面しないで行うものがあるわけでございます。例えば、運転免許証そのほか本人の年齢を証明することができ書類の写しをフアクシミリにより受信をする。それから、先ほど、例えばクレジットカードということでも申し上げましたけれども、十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受ける方法。それから、これまた先ほど申し上げましたが、年齢を確認した上でIDとパスワードを付与いたしました。テレホンクラブを利用する際にはそのID、パスワードを入れないとテレホンクラブが利用できない、こういったようなこと。今考えておりますのはそういった方法でございます。今後、他の適切な措置のあり方につきましてまたに検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○照屋寛徳君 年齢確認措置との関係で、先ほど触れましたけれども、プライバシーの保護の問題、恐らくこれは私は大変重要な問題になるんじゃないかというふうに思ひます。ここで、少なくとも個人情報蓄積をされるわけですから、それが漏えいされるということになりますとえら

いことになるわけですね。

したがって、テレホンクラブの規制との関係で十八歳以上の年齢確認措置を講ずる、このことは必要だとしても、同時に、今私が申し上げております個人情報漏えい防止、ここにも配慮をしないといけないのではないかと思います。その具体的な実効措置ということについてはどのように考えておられるんでしょうか。

○政府参考人(黒澤正和君) まさに委員御指摘のとおりでございます。十八歳以上であることの確認措置の運用におきましては、個人情報保護の観点から、利用者に対して開示を求める情報は年齢を確認するために必要最小限のものに限ること。年齢を確認するために入手した一定の情報についても、その漏えいや目的外への使用を厳に戒めること。それから、対面により一見して十八歳以上であることが確認できるような場合には免許証等の提示を求める必要ではない。また、一見して確認できない場合であっても免許証の単なる提示を求めるということにとどめること。

さらにつけ加えますと、例えば、フアクシミリのお話もいたしましたけれども、必要以外の部分は墨消しで送るとか、それから、そういったものは保存、管理をしないように指導するとか、こういった方法もあるかと思ひます。もちろん、十八歳以上でない通常使えないようなものというものにつきましては、これは番号と名前が通常使われるわけでございますけれども、もちろんそれ以外の情報というものはとりませんし、またそれ以外の情報を使うようなことはしない。

いろいろそういった点につきましては、委員御指摘のとおりでございますので、運用面におきまして、そして業者を指導する面におきまして配慮をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○照屋寛徳君 ぜひ運用その他の面で個人情報の漏えい防止ということについては指導していただかないと、これは、これまで犯歴情報が漏れたりいろいろあったわけですね。そうすると、規制や

取り締まりというのも大事でしようけれども、その一方で個人情報漏えいされて、それはもう回復したい名譽が侵害されるということになりますと大変なことになりますので、この点はぜひ指導を強化していただきたいというふうに思っております。

さて、あと一点、各県におけるテレクラ規制条例の制定状況、先ほどのような他の委員からも質疑がありましたけれども、二つの流れがあるとよく言われるわけですね。一つは各県の青少年保護育成条例の改正という形式でテレクラ規制をやるという方法と、それから独立したテレクラ規制条例を制定するという方法だと言われておりますね、大別すると。前者の場合には都道府県知事の所管になりますし、後者の場合には公安委員会の所管になり、事案によっては中止命令や張り紙等の撤去もできる、こういうふうになるわけであり

ます。

これまでのテレクラ規制条例の制定状況や、それからその内容、問題点などについてはどういふふうな御認識を持っておられるんでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(黒澤正和君) 条例につきましては、委員御指摘のとおりのような形に分かれております。なお、知事部局と公安委員会の共管という、そういう類型もございますが、先ほども申し上げましたが、条例におきましては年齢確認義務を規定しておるところはない、あるいはまた利用自体を禁止しておるところは東京と京都府のみ、それから公安委員会、知事部局、それぞれが所管している中で、やはり内容というものが必ずしも全国一がとれておりません。それとまた、知事部局、公安委員会におきまして、その連携状況といえますか、そういった点も各県それぞれでございまして、必ずしも全国一の形にはなっていない、そういうような点がございまして。

今度は、法改正が行われますならば、全国一を期して統一した取り締まり、そしてまた先ほども申し上げましたが、悪質な規制逃れにも

対応できる、また全国展開しておる業者、無店舗はもちろんでございますけれども、店舗型につきましても全国展開をしている業者がございまして、そういったところにも統一して実効ある対応ができるものと考えておるところでございます。

○照屋寛徳君 先ほど、いわゆる出会い系サイトを利用した児童買春の問題についてもお聞きをいたしました。が、やっぱりインターネット上の児童ポルノの現状、一体どういうふうになっているのか、どう警察は御認識をされているのか、及び現段階におけるプロバイダーの映像送信防止措置、この状況はどうなっているのか。警察当局との協力関係の状況等についても明らかにしたいな

したいと思います。

○政府参考人(黒澤正和君) インターネットの問題でございますが、先ほどもお話ししておりました

が、まさに無限の大海とも言うべき世界でございますが、こういった中で少年にとつて違法有害な情報というものが乱れ飛んでおるわけでございます。かような中で、先ほど来申し上げておりますように、児童ポルノ事犯の検挙に努めておるわけでございますが、さらにまた近時、御指摘のような出会い系サイトをきっかけとした各種事件が起

返しになりますけれども、府県におきましても連絡協議会を設けておまして、その場でいろんな情報交換等も行っておるところでございます。違法有害情報につきましてもどのように対応していくのか、またいろんなその関係の情報交換とか連携をとつておるところでございます。今後ともプロバイダーと緊密な連携をとつて適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

そしてまたさらに申し上げますと、このインターネット社会における少年の問題を考えますと、やはりサイバー世界におけるモラルといいますか、倫理観といえますが、現実世界で犯罪を行う場合と違ひまして、力がなくても一人でも簡単にできてしまう、そういう面がございまして、サイバー時代における少年の健全育成という面から、やはりインターネットの問題、こういった角度からも考えていかなければならない。まさに、インターネットの世界、課題山積という感じでございます。まして、特に私どもの立場からはハイテク犯罪として少年の健全育成、こういったところから関係方面とも連携をとりながら適切な対応を今後とも講じてまいりたいと考えております。

○照屋寛徳君 情報社会がどんどん進展をして、ある面ではインターネットもどんどんこれから進んでいくでしょう。コンピュータネットワーク社会みたいなのができて人間関係が希薄になつてくる、その人間関係が希薄になつてくる。き間で、これまで私たちが想定し得なかつた犯罪がいろいろ起こつてくるわけですね。

ともあれ、私はやっぱり子供の性を、女性の性を商品化する、そういうことは断じてあってはならないというふうに思っております。テレホンクラブの規制、厳罰化だけではなくて、問題になつております青少年の性の問題、これについてどのようにすれば解決をしていけるのかということについて、大臣のお考えを最後に拝聴して、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(村井仁君) 照屋委員のみならず各委員の御発言を真剣に拝聴しております。いろいろ

ろ考えさせられるものがありました。

一切の表現の自由が保障されるという憲法の規定があるわけですが、その存在のもとで、一方でまた通信の秘密をこれを侵してはならないというようなこともございます。しかし、一方で、少年の性に関する異常あるいは極度な関心というものを助長するような著作でございまして、あるいは出版物、映像あるいはゲーム、そんなようなものが非常に目に余るような形で広がっているのも一つの現実ではないか、私は率直にそう感じます。

よその国でございますと、いろいろまたこれも事情は変わつておりますが、例えば宗教的な、あるいは社会的なある種の規範というものに支えられた社会的倫理観というものが存在するわけでございますけれども、大変残念ながら日本の場合、この五十年の間、それがどんどん希薄になつたというような感想を私個人は率直に持っております。

人に迷惑をかけないからいいじゃないか、自分の自由じゃないか、自分の責任でやつて何が悪いんだというような言葉が非常に若い人たちの言葉としてしばしば語られるというようなことも耳にいたします。後になれば恐らく後悔することなどだろうと思うのでございますけれども、そういう世の中の動き、大きな変化というものも踏まえながら、家庭、さらには学校生活、学校を含めまして教育、そして地域の協力、そういうものにも相まって、私どもも、こうして法律をお通ししたとき、私どもは、警察という機能も他の所管庁とも十分連携をとりながら、一生懸命こういった難しい課題に取り組んでまいりたい、そんなふう

に考える次第でございます。

○委員長(江本孟紀君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(江本孟紀君) 賛成を求められておりますので、これを許します。案議決。

○案議決 私は、ただいま可決されました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、本法の運用に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適正な執行が得られるよう努めること。

特に、広告及び宣伝の規制については、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

二、本法の適用に当たっては、通信の秘密の保護、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。また、職権が乱用されることのないよう厳に留意すること。

特に、映像送信型風俗特殊営業の規制の実施に当たっては、検閲の禁止、通信の秘密の保護あるいは表現の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

三、電話異性紹介営業の規制は、その目的が児童買春事犯の防止であることにかんがみ、当該目的達成のための必要最小限のものとする

こと。また、営業者による通信傍受等のプラ

イバシー侵害が惹起されないように指導すること。

四、特定性風俗物品販売等営業の規制に当たっては、営業の自由を不当に制約するような運用は行わないこと。また、表現の自由を重く受け止め、萎縮効果をもたらすような運用は厳に慎むこと。

五、本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が地方公共団体の基本的事務であることにも配慮し、地方公共団体の関係者を含め広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(江本孟紀君) ただいま案議決から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。よって、案議決から提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村井国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村井国家公安委員会委員長。

○国務大臣(村井仁君) 政府といたしましては、審議経過における御意見並びにただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、善良の風俗及び正常な風俗環境の保持並びに青少年の健全育成に万全の措置を講じてまいります所存であります。

○委員長(江本孟紀君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願(第一四一六号)

(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一六号)(第一四三二七号)(第一四三三三号)(第一四三六四号)(第一四三六五号)(第一四三六六号)(第一四三七七号)(第一四三七八号)(第一四三七八号)(第一四三七八号)(第一四三八一五号)(第一四三八三〇号)

第一四一六号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県八女市大字本三五九 西村 栄作外百三名
紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四一七号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷南一ノ二七ノ三六 井野隆英外二百十五名
紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四一八号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県久留米市小森野一ノ二ノ七 井口士外百三名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四二〇号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県久留米市小森野一ノ二ノ七 井口士外百三名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四二二号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡篠栗町乙犬七一ノ一五 樋口清美外百九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四二三号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡篠栗町乙犬七一ノ一五 樋口清美外百九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四二四号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡篠栗町乙犬七一ノ一五 樋口清美外百九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四二五号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡篠栗町乙犬七一ノ一五 樋口清美外百九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第一四二六号 平成十三年五月十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡篠栗町乙犬七一ノ一五 樋口清美外百九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

律案の早期成立に関する請願

請願者 静岡御殿場市深沢一、六四四ノ三 小宮山次由外二百十八名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四二四号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 仙台市青葉区山手町二三ノ一〇ノ三〇三 佐々木洋子外百三名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四二五号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 兵庫県川西市富台一ノ一四ノ一八 山陽子外百九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四二六号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 福岡市南区高宮四ノ一六ノ二五ノ四〇一 原田智子外二百八名

紹介議員 松崎 俊久君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四二七号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都江戸川区臨海町二ノ二森 岡郷平外二百十七名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四二八号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市梶原六三〇ノ八ノ三〇五 高橋教夫外百九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四三四号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下栗町一九一 青柳八重子外百九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四三三三号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都江戸川区清新町二ノ二ノ一ノ三一四 瀧上亮太外百九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四三六号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 北九州市小倉北区東篠崎一ノ一三ノ八 井上隆洋外百一名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四三七号 平成十三年五月十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川学園台四ノ七ノ一四 田中賢一外百十二名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六三三号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 山口県宇部市常盤台岡の辻東一二五 国村勝外百八名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六四号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 静岡県熱海市福道町六ノ一七 佐々木好幸外二百十二名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六五号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都品川区広町二ノ一ノ一九 徳永文男外百四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六六号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市塚原八二九ノ一 野中美紀外百五名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六七号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 大阪府岸和田市八幡町六ノ一二二 西村順子外二百九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六八号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 神奈川県相模原市淵野辺二ノ一一ノ四 小笠原敏雄外百名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四六九号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 北九州市小倉北区東城野町三ノ一ノ三〇四 内波健二外百六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四七八号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都品川区戸越三ノ八ノ一六ノ三〇一 西村毅外二百十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四七九号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都調布市下石原三ノ六三ノ一ノ一一五 大竹裕子外百四名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第一四八〇号 平成十三年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 広島市南区東霞町一八ノ一〇 味村春奈外百四名

紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一四八一号 平成十三年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都板橋区富士見町一九ノ一九
ノ四〇三 松村一成外百九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一四八三号 平成十三年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都中野区東中野二ノ九ノ三
田辺文子外二百六名

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

平成十三年六月六日印刷

平成十三年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局